

## 船舶戦争保険航路定限

(令和4年3月19日改正)

1. 一般世界水域。ただし、次に掲げる水域（以下「除外水域」という。）を除く。

(A)Nigeria

(B)Benin

(C)Togo

(D)Gulf of Guinea

(a) Togo の海岸線北緯 6 度 6 分 45 秒、東経 1 度 12 分から南緯 0 度 40 分、東経 3 度まで引いた線（の東側）

(b) 南緯 0 度 40 分、東経 3 度から Gabon の Cape Lopez Peninsula 南緯 0 度 40 分、東経 8 度 42 分まで引いた線（の北側）

に囲まれた水域に限る。

ただし、沿岸から 30 海里以上離れて同水域を通過する場合であり、かつ諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降またはそれに類する行為を一切行わない場合を除く。

(E)Somalia

(F)Syria

(G)Iraq

Al Basra (Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、および同国沿岸から 12 海里を超えて 50 海里までの水域（他国の領海であると国際的に認定されている水域を除く。）に所在する Iraqi offshore oil terminal への航行を含む。

(H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)

(b) Saudi Arabia (Red Sea coast) excluding transits

紅海沿岸について、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等が行われない場合は一般世界水域の取扱いとする。

(I)Israel

(J)Lebanon

(K)Yemen

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(L)Eritrea

北緯 15 度以南に限る。

(M)Indian Ocean

Indian Ocean とは以下の水域をいう。

Indian Ocean、Gulf of Aden、Southern Red Sea

ただし、

(a) Red Sea内の北緯15度線（の南側）

(b) 北緯16度38分5秒、東経53度6分5秒（イエメン国境）から北緯14度55分、東経53度50分まで引いた線（の西側）

(c) 北緯14度55分、東経53度50分から北緯10度48分、東経60度15分および南緯6度45分、東経48度45分まで引いた線（の西側）

(d) 南緯1度40分、東経41度34分（ソマリア国境）から南緯6度45分、東経48度45分まで引いた線（の北東側）

に囲まれた水域に限り、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国の沿岸から12海里までの水域を除く。

(N)Venezuela

同国沿岸から200海里までの排他的経済水域に所在する全ての offshore installationsを含む。

ただし、

(i) Venezuelaの所有に属さない島嶼、保護領、または国の領海（沿岸から12海里までの水域）に所在する installations を含まない。

(ii) 同水域を通過する場合であり、かつ当該水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(O)Iran

(P)Libya

(Q)Pakistan

(R)Oman- Musandam Governorate only

(S)Persian or Arabian Gulf and adjacent waters

オマーン湾を含む、北緯 22 度 42 分 5 秒、東経 59 度 54 分 5 秒（Cape al-Hadd, Oman）から北緯 25 度 10 分 5 秒、東経 61 度 37 分 5 秒（イラン・パキスタン国境）まで引いた線（の西側）、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国の沿岸から 12 海里までの水域を除く。

(T)United Arab Emirates

(U)Cabo Delgado (Northern area of Mozambique and Southern area of Tanzania)

モザンビークおよびタンザニアの沿岸から 50 海里までの以下(a)(b)に囲まれた水域。

(a)南緯 10 度 19 分 6 秒（Mnazi Bay）、東経 40 度 18 分 9 秒から南緯 9 度 50 分 7 秒、東経 41 度 7 分 6 秒まで引いた線

(b) 南緯 13 度 30 分（Baía do Lúrio）、東経 40 度 31.6 分から南緯 13 度 30 分、東経 41 度 28 分 8 秒まで引いた線

(V)Europe

(i) Sea of Azov and Black Sea waters（以下(a)(b)(c)(d)(e)の順を辿り引かれる線の北側に囲まれた水域）。

(a) 北緯 45 度 10.858 分、東経 29 度 45.929 分（ウクライナ・ルーマニア国境）から北緯 45 度 11.235 分、東経 29 度 51.140 分まで。

(b) 次に北緯 45 度 11.474 分、東経 29 度 59.563 分を通り、北緯 45 度 5.354 分、東経 30 度 10.497 分まで

(c) 次に北緯 44 度 46.625 分、東経 30 度 58.722 分を通り、北緯 44 度 44.244 分、東経 31 度 10.497 分まで。

(d) 次に北緯 44 度 2.877 分、東経 31 度 24.602 分を通り、北緯 43 度 27.091 分、東経 31 度 19.954 分まで

(e) 次に北緯 43 度 23.126 分、東経 40 度 0.599 分まで

(ii) ウクライナの内水全域

(iii) 以下の地域のロシアの内水

(a) クリミア半島

(b) ドン川（アゾフ海から東経 41 度以西まで）

(c) ドネツ川（ドン川からウクライナ国境まで）

(iv) 北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内水全域

2. 前項に掲げる除外水域のうち、国名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの水域を含むものとする。港名 (ports)、地名または沿岸名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの隣接水域、ハーバー (harbours)、および沖合い施設 (offshore installations) を含むものとする。